

○ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）に関する新旧対照表

改正後（令和5年4月1日施行）	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、ふぐの取扱い及び営業について必要な規制をすることにより、ふぐ毒によつて発生する公衆衛生上の危害を防止することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 取扱い 不特定又は多数の者の食用に供する目的で、ふぐを処理し（ふぐの卵巣、肝臓、胃腸その他の毒性のある部分（以下「有毒部分」という。）を完全に除去することをいう。以下同じ。）、処理した後、当該処理をした場所において加工し（整形し、又は魚肉ねり製品若しくは乾魚等にすることをいう。以下同じ。）、若しくは料理し、又は処理の確認（加工し、又は料理する際にふぐが処理されていることを確認することをいう。以下同じ。）を行うことをいう。</p> <p>二 ふぐ処理師 取扱いに関し知事の免許を受けた者をいう。</p> <p>三 営業 業として取扱い又はふぐの販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）を行うことをいう。ただし、販売にあつては、生ふぐをそのままの形体で、第十三条第一項の規定により営業の認証を受けた者（以下「営業者」という。）又はふぐ処理師に販売するとき、及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の規定による魚介類競り売り営業の許可に係る施設内において卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に販売するとき、並びに加工され、又は料理されたふぐを販売するときを除く。</p> <p>(取扱い等の制限)</p> <p>第三条 ふぐは、処理したものでなければ、食用として販売してはならない。ただし、販売にあつては、生ふぐをそのままの形体で、営業者又はふぐ処理師に販売するとき、及び食品衛生法第五十五条第一項の規定による魚介類競り売り営業の許可に係る施設内において卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に販売するとき、並びに加工され、又は料理されたふぐを販売するときは、</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、ふぐの取扱い及び営業について必要な規制をすることにより、ふぐ毒によつて発生する公衆衛生上の危害を防止することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 取扱い 不特定又は多数の者の食用に供する目的で、ふぐを処理し（ふぐの卵巣、肝臓、胃腸その他の毒性のある部分（以下「有毒部分」という。）を完全に除去することをいう。以下同じ。）、処理した後、当該処理をした場所において加工し（整形し、又は魚肉ねり製品若しくは乾魚等にすることをいう。以下同じ。）、若しくは料理し、又は処理の確認（加工し、又は料理する際にふぐが処理されていることを確認することをいう。以下同じ。）を行うことをいう。</p> <p>二 ふぐ処理師 取扱いに関し知事の免許を受けた者をいう。</p> <p>三 営業 業として取扱い又はふぐの販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）を行うことをいう。ただし、販売にあつては、生ふぐをそのままの形体で、第十三条第一項の規定により営業の認証を受けた者（以下「営業者」という。）又はふぐ処理師に販売するとき、及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の規定による魚介類競り売り営業の許可に係る施設内において卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に販売するとき、並びに加工され、又は料理されたふぐを販売するときを除く。</p> <p>(取扱い等の制限)</p> <p>第三条 ふぐは、処理したものでなければ、食用として販売してはならない。ただし、販売にあつては、生ふぐをそのままの形体で、営業者又はふぐ処理師に販売するとき、及び食品衛生法第五十五条第一項の規定による魚介類競り売り営業の許可に係る施設内において卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に販売するとき、並びに加工され、又は料理されたふぐを販売するときは、</p>

この限りでない。

- 2 ふぐは、処理の確認を受けたものでなければ、食用として加工し、又は料理してはならない。ただし、処理した後、当該処理をした場所において加工し、又は料理するふぐにあつては、この限りでない。
- 3 ふぐ処理師でない者は、取扱いに従事してはならない。ただし、第十三条第一項の規定による認証に係る営業所において、当該営業所の専任のふぐ処理師（第十二条の規定により取扱いに従事することの停止を命ぜられた者を除く。）の立会いの下にその指示を受けて取扱い（処理の確認を除く。第十七条第二号ただし書において同じ。）に従事するときは、この限りでない。

（名称の使用制限）

第四条 ふぐ処理師でない者は、ふぐ処理師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（免許）

第五条 ふぐ処理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。

- 一 知事が行うふぐ処理師試験に合格した者
  - 二 他の都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区（以下「他の都道府県等」という。）において取扱いに関する試験に合格し、免許等を受けている者であつて、知事が適当と認めるもの
- 2 前項の申請は、規則で定める事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。

第六条 免許は、ふぐ処理師名簿に登載することにより行う。

- 2 知事は、免許を与えたときは、免許証を交付する。
- 3 ふぐ処理師は、免許証を滅失し、亡失し、又はき損したときは、直ちにその旨を知事に届け出て再交付の申請をしなければならない。
- 4 ふぐ処理師は、前条第二項の申請事項に変更があつたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 5 ふぐ処理師は、免許証の記載事項に変更があつたときは、当該免許証を添えて当該変更のあつた日から三十日以内に知事に書換えを申請しなければならない。

この限りでない。

- 2 ふぐは、処理の確認を受けたものでなければ、食用として加工し、又は料理してはならない。ただし、処理した後、当該処理をした場所において加工し、又は料理するふぐにあつては、この限りでない。
- 3 ふぐ処理師でない者は、取扱いに従事してはならない。ただし、第十三条第一項の規定による認証に係る営業所において、当該営業所の専任のふぐ処理師（第十二条の規定により取扱いに従事することの停止を命ぜられた者を除く。）の立会いの下にその指示を受けて取扱い（処理の確認を除く。第十条第二号及び第十七条第二号ただし書において同じ。）に従事するときは、この限りでない。

（名称の使用制限）

第四条 ふぐ処理師でない者は、ふぐ処理師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（免許）

第五条 ふぐ処理師の免許は、次の各号の一に該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。

- 一 知事が行うふぐ処理師試験に合格した者
  - 二 他の都道府県において取扱いに関する試験に合格し、免許を受けている者であつて、知事が適当と認めるもの
- 2 前項の申請は、規則で定める事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。

第六条 免許は、ふぐ処理師名簿に登載することにより行う。

- 2 知事は、免許を与えたときは、免許証を交付する。
- 3 ふぐ処理師は、免許証を滅失し、亡失し、又はき損したときは、直ちにその旨を知事に届け出て再交付の申請をしなければならない。
- 4 ふぐ処理師は、前条第二項の申請事項に変更があつたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 5 ふぐ処理師は、免許証の記載事項に変更があつたときは、当該免許証を添えて当該変更のあつた日から三十日以内に知事に書換えを申請しなければならない。

らない。

(免許の絶対的欠格事由)

第七条 ふぐ処理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては与えない。

一 十八歳未満の者

二 第八条の規定により免許の取消しを受けた後、二年を経過しない者

三 他の都道府県等においてふぐの取扱いについての免許等を受けた者であつて、当該免許等を第八条各号に相当する事由により取り消された後二年を経過しないもの

(免許の相対的欠格事由)

第七条の二 ふぐ処理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては与えないことがある。

一 視覚又は精神の機能の障害により取扱いを適正に行うに当たつて必要な認知及び判断を適切に行うことができない者

二 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤又はアルコールの中毒者

2 知事は、ふぐ処理師の免許の申請をした者が前項第一号に該当すると認める場合において、当該申請者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該申請者が現に利用している障害を補う手段又は当該申請者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(意見の聴取)

第七条の三 知事は、ふぐ処理師の免許の申請をした者について、前条第一項第一号に掲げる者に該当すると認め、同項の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(免許の取消し)

第八条 知事は、ふぐ処理師が次の各号のいずれかに該当するときは、免許を取り消すことができる。

一 詐偽その他の不正の手段により免許を受けたとき。

二 第三条第一項及び第二項の規定に違反したとき。

らない。

(免許の絶対的欠格事由)

第七条 ふぐ処理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては与えない。

一 十八歳未満の者

(新設)

二 他の都道府県においてふぐの取扱いについての免許等を受けた者であつて、当該免許等を第八条各号に相当する事由により取り消された後二年を経過しないもの

(免許の相対的欠格事由)

第七条の二 ふぐ処理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては与えないことがある。

一 視覚又は精神の機能の障害により取扱いを適正に行うに当たつて必要な認知及び判断を適切に行うことができない者

二 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤又はアルコールの中毒者

2 知事は、ふぐ処理師の免許の申請をした者が前項第一号に該当すると認める場合において、当該申請者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該申請者が現に利用している障害を補う手段又は当該申請者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(意見の聴取)

第七条の三 知事は、ふぐ処理師の免許の申請をした者について、前条第一項第一号に掲げる者に該当すると認め、同項の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(免許の取消し)

第八条 知事は、ふぐ処理師が次の各号のいずれかに該当するときは、免許を取り消すことができる。

一 詐偽その他の不正の手段により免許を受けたとき。

二 第三条第一項及び第二項の規定に違反したとき。

- 三 第七条の二第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 四 第十二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 免許証を他人に使用させたとき。
- 六 他の都道府県等においてふぐの取扱いについての免許等を受けた者にあつては、当該免許等を前各号に相当する事由により取り消されたとき。

(試験)

第九条 第五条第一項第一号に規定するふぐ処理師試験(以下「試験」という。)は、ふぐ処理師として必要な知識及び技能について行う。

2 試験は、毎年一回以上行うものとする。

## 第十条 削除

(遵守事項)

第十一条 ふぐ処理師は、第十三条第一項の規定による認証を受けていない営業所又は第十七条の規定により営業の停止を命ぜられている営業所において、取扱いに従事してはならない。

2 ふぐ処理師は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 有毒部分は、取扱いの量に応じた大きさの専用の廃棄物容器に入れて施錠し、他の食品又は廃棄物と混同させないこと。
- 二 有毒部分は、焼却等他人に害を与えるおそれのない方法で完全に処分すること。
- 三 取扱いに用いた器具等は、ふぐ毒を完全に除去すること。
- 四 取扱いに従事する場合は、免許証を常時携帯し、当該職員の求めがあつたときは、これを提示すること。

3 前二項に定めるもののほか、ふぐ処理師は、知事がふぐ毒による事故の防止のため必要と認めて指示する事項を守らなければならない。

(ふぐ処理師に対する措置命令等)

第十二条 知事は、ふぐ処理師が前条の規定に違反したときは、必要な措置をとることを命じ、又は期間を定めて取扱いに従事することを停止させること

- 三 第七条の二第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 四 第十二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 免許証を他人に使用させたとき。
- 六 他の都道府県においてふぐの取扱いについての免許等を受けた者にあつては、当該免許等を前各号に相当する事由により取り消されたとき。

(試験)

第九条 第五条第一項第一号に規定するふぐ処理師試験(以下「試験」という。)は、ふぐ処理師として必要な知識及び技能について行う。

2 試験は、毎年一回以上行うものとする。

(受験資格)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- 一 第七条の規定に該当する者
- 二 取扱いに従事した年数が三年未満の者
- 三 第八条の規定により免許の取消しを受けた後、二年を経過しない者

(遵守事項)

第十一条 ふぐ処理師は、第十三条第一項の規定による認証を受けていない営業所又は第十七条の規定により営業の停止を命ぜられている営業所において、取扱いに従事してはならない。

2 ふぐ処理師は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 有毒部分は、取扱いの量に応じた大きさの専用の廃棄物容器に入れて施錠し、他の食品又は廃棄物と混同させないこと。
- 二 有毒部分は、焼却等他人に害を与えるおそれのない方法で完全に処分すること。
- 三 取扱いに用いた器具等は、ふぐ毒を完全に除去すること。
- 四 取扱いに従事する場合は、免許証を常時携帯し、当該職員の求めがあつたときは、これを提示すること。

3 前二項に定めるもののほか、ふぐ処理師は、知事がふぐ毒による事故の防止のため必要と認めて指示する事項を守らなければならない。

(ふぐ処理師に対する措置命令等)

第十二条 知事は、ふぐ処理師が前条の規定に違反したときは、必要な措置をとることを命じ、又は期間を定めて取扱いに従事することを停止させること

ができる。

(営業の認証)

第十三条 営業を営もうとする者は、営業所ごとに規則で定める事項を記載した申請書を提出し、知事の認証を受けなければならない。

- 2 知事は、営業所が第十五条の基準に適合すると認めるときは、認証をしなければならない。
- 3 知事は、前項の認証に必要な条件を付することができる。
- 4 営業者は、認証書を滅失し、亡失し、又はき損したときは、直ちにその旨を知事に届け出て再交付の申請をしなければならない。
- 5 営業者は、第一項の申請事項に変更があつたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 6 営業者は、認証書の記載事項に変更があつたときは、当該認証書を添えて速やかに知事に書換えを申請しなければならない。

(認証書の掲示)

第十四条 営業者は、認証書を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(認証の基準)

第十五条 営業所には、営業を営もうとする者自らがふぐ処理師である場合を除くほか、専任のふぐ処理師を置かなければならない。

(認証の取消し)

第十六条 知事は、営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、営業の認証を取り消すことができる。

- 一 詐偽その他の不正の手段により営業の認証を受けたとき。
- 二 第十七条の規定による命令に違反したとき。
- 三 営業に関し、この条例の規定に違反してふぐ毒による重大な事故を発生させたとき。
- 四 認証書を他人に使用させたとき。
- 五 営業者がふぐ処理師である場合において、第八条の規定により免許を取り消されたとき。

2 知事は、営業者がその営業所に置くふぐ処理師に第八条第一号、第二号、

ができる。

(営業の認証)

第十三条 営業を営もうとする者は、営業所ごとに規則で定める事項を記載した申請書を提出し、知事の認証を受けなければならない。

- 2 知事は、営業所が第十五条の基準に適合すると認めるときは、認証をしなければならない。
- 3 知事は、前項の認証に必要な条件を付することができる。
- 4 営業者は、認証書を滅失し、亡失し、又はき損したときは、直ちにその旨を知事に届け出て再交付の申請をしなければならない。
- 5 営業者は、第一項の申請事項に変更があつたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 6 営業者は、認証書の記載事項に変更があつたときは、当該認証書を添えて速やかに知事に書換えを申請しなければならない。

(認証書の掲示)

第十四条 営業者は、認証書を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(認証の基準)

第十五条 営業所には、営業を営もうとする者自らがふぐ処理師である場合を除くほか、専任のふぐ処理師を置かなければならない。

(認証の取消し)

第十六条 知事は、営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、営業の認証を取り消すことができる。

- 一 詐偽その他の不正の手段により営業の認証を受けたとき。
- 二 第十七条の規定による命令に違反したとき。
- 三 営業に関し、この条例の規定に違反してふぐ毒による重大な事故を発生させたとき。
- 四 認証書を他人に使用させたとき。
- 五 営業者がふぐ処理師である場合において、第八条の規定により免許を取り消されたとき。

2 知事は、営業者がその営業所に置くふぐ処理師に第八条第一号、第二号、

第四号又は第五号に該当する行為をさせ、当該ふぐ処理師が同条の規定により免許を取り消されたときは、当該営業者の営業の認証を取り消すことができる。

(営業者に対する措置命令等)

第十七条 知事は、営業者が次の各号の一に該当するときは、ふぐ毒による事故を防止するために必要な措置をとることを命じ、又は営業の全部若しくは一部を期間を定めて停止させることができる。

- 一 第三条第一項及び第二項の規定に違反したとき。
- 二 ふぐ処理師でない者又は第十二条の規定により取扱いに従事することを停止されているふぐ処理師に取扱いを行わせたととき。ただし、ふぐ処理師でない者に第三条第三項ただし書の規定により取扱いを行わせたとときは、この限りでない。
- 三 第十三条第三項の条件に違反したとき。
- 四 第十五条の基準に適合しなくなつたとき。

(免許証及び認証書の返納)

第十八条 ふぐ処理師が、第八条の規定により免許の取消しを受けたとき、又は第六条第三項の規定により再交付を受けた後亡失した免許証を発見したときは、直ちに当該免許証を知事に返納しなければならない。営業者が、第十六条の規定により認証の取消しを受けたとき、又は第十三条第四項の規定により再交付を受けた後亡失した認証書を発見したときも、同様とする。

- 2 ふぐ処理師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、同居の親族は、十四日以内にその旨を知事に届け出て免許証を返納しなければならない。
- 3 第十三条第一項の認証に係る営業を廃止したときは、営業者又はその相続人若しくは清算人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、廃止の日から十四日以内にその旨を知事に届け出て認証書を返納しなければならない。
- 4 前二項の届出に際し、免許証又は認証書を返納することができないときは、その理由を付さなければならない。

(立入検査及び報告)

第十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に営業所等に立ち入らせ、設備等、帳簿書類若しくはふぐの取扱い若しくは販売を検

第四号又は第五号に該当する行為をさせ、当該ふぐ処理師が同条の規定により免許を取り消されたときは、当該営業者の営業の認証を取り消すことができる。

(営業者に対する措置命令等)

第十七条 知事は、営業者が次の各号の一に該当するときは、ふぐ毒による事故を防止するために必要な措置をとることを命じ、又は営業の全部若しくは一部を期間を定めて停止させることができる。

- 一 第三条第一項及び第二項の規定に違反したとき。
- 二 ふぐ処理師でない者又は第十二条の規定により取扱いに従事することを停止されているふぐ処理師に取扱いを行わせたととき。ただし、ふぐ処理師でない者に第三条第三項ただし書の規定により取扱いを行わせたとときは、この限りでない。
- 三 第十三条第三項の条件に違反したとき。
- 四 第十五条の基準に適合しなくなつたとき。

(免許証及び認証書の返納)

第十八条 ふぐ処理師が、第八条の規定により免許の取消しを受けたとき、又は第六条第三項の規定により再交付を受けた後亡失した免許証を発見したときは、直ちに当該免許証を知事に返納しなければならない。営業者が、第十六条の規定により認証の取消しを受けたとき、又は第十三条第四項の規定により再交付を受けた後亡失した認証書を発見したときも、同様とする。

- 2 ふぐ処理師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、同居の親族は、十四日以内にその旨を知事に届け出て免許証を返納しなければならない。
- 3 第十三条第一項の認証に係る営業を廃止したときは、営業者又はその相続人若しくは清算人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、廃止の日から十四日以内にその旨を知事に届け出て認証書を返納しなければならない。
- 4 前二項の届出に際し、免許証又は認証書を返納することができないときは、その理由を付さなければならない。

(立入検査及び報告)

第十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に営業所等に立ち入らせ、設備等、帳簿書類若しくはふぐの取扱い若しくは販売を検

査させ、又は営業者その他の関係者から報告を求めることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(手数料)

第二十条 この条例に基づく事務については、使用料及び手数料条例（昭和三十二年千葉県条例第六号）に定めるところにより手数料を徴収するものとする。

(罰則)

第二十一条 第三条又は第十三条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第五号又は第十六条第一項第四号の規定に該当する者

二 第十二条又は第十七条の規定による命令に違反した者

3 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

4 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前条（同条第二項第一号及び第三項を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(過料)

第二十三条 第十四条又は第十八条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

査させ、又は営業者その他の関係者から報告を求めることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(手数料)

第二十条 この条例に基づく事務については、使用料及び手数料条例（昭和三十二年千葉県条例第六号）に定めるところにより手数料を徴収するものとする。

(罰則)

第二十一条 第三条又は第十三条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第五号又は第十六条第一項第四号の規定に該当する者

二 第十二条又は第十七条の規定による命令に違反した者

3 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

4 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前条（同条第二項第一号及び第三項を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(過料)

第二十三条 第十四条又は第十八条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。